

平成30年第2回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 平成30年6月15日午前9時27分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	山本哲也	2番	正垣耕平
3番	家根谷美智子	4番	大石哲雄
5番	中井照恵	6番	吉本和広
7番	田上明人	8番	松井孝恵
9番	檜木正行	10番	九鬼裕見子
11番	山本明生	12番	木本眞次

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	森岡真輝	局長補佐	檜山裕子
------	------	------	------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	十河貴子
総務政策課長	水口和洋	総務政策課員	笠松昭宏
総務政策課 企画員	中島正博	総務政策課員	平尾好孝
住民生活課長	原宗男	住民生活課員	栗田信孝
住民生活課 企画員	瀬田和哉	住民生活課員	宮本真里
住民生活課 企画員	木村陽子	産業建設課長	菅谷雄二
産業建設課 企画員	三浦誠	税務課長	橋本秀行

税務課企画員	芦口正史	上下水道課長	川口孝志
教育委員会 総務課長	家高英宏	教育委員会 総務課学校 給食センター 所長	中松秀夫
教育委員会 生涯学習課長	上堀公嗣		

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 1 2 号 平成 3 0 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算
(第 1 号)
- 日程第 3 報告第 1 3 号 平成 3 0 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補
正予算 (第 1 号)
- 日程第 4 報告第 1 4 号 平成 3 0 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補
正予算 (第 1 号)
- 日程第 5 議案第 4 9 号 上富田町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 5 0 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 5 1 号 上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す
る基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 5 2 号 上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 5 3 号 町長等の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 1 0 議案第 5 4 号 平成 3 0 年度上富田町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 1 議案第 5 5 号 上富田町教育委員会教育長の任命について
- 日程第 1 2 議案第 5 6 号 上富田町朝来財産区管理会委員の選任について
- 日程第 1 3 議案第 5 7 号 上富田町朝来財産区管理会委員の選任について
- 日程第 1 4 議案第 5 8 号 上富田町朝来財産区管理会委員の選任について
- 日程第 1 5 決議第 1 号 2 0 2 5 年国際博覧会の誘致に関する決議
- 日程第 1 6 議員の派遣の件について
- 日程第 1 7 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出
について

△開 会 午前9時27分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回上富田町議会定例会第3日目を開会いたします。

本日も上着をとっていただいて結構かと思えます。当局の方も上着をとっていただいて結構です。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1 一般質問

○議長（大石哲雄）

日程第1 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

7番、田上明人君。

田上君の質問は分割方式です。

質問を許可します。

まず、鳥獣被害およびその対策についての質問を許可いたします。

○7番（田上明人）

改めまして、おはようございます。

田上明人です。通告に従って一般質問をします。

4月の議会議員選挙では、多くの人々のご支持をいただき、初当選することができましたことを、この場をおかりしましてお礼申し上げます。ありがとうございました。上富田町のために頑張る所存ですので、よろしく願いいたします。

初めての一般質問で緊張しております。お聞き苦しい点もあろうかと思いますが、ご容赦お願いいたします。

鳥獣被害および対策についてお伺いいたします。

近年の鳥獣被害は目に余るものがあり、シカによる柑橘、枝、梅の食害、イノシシによる田の畦畔及び畑、のり面の掘り起こしなど、猿等による収穫前の稲穂、野菜、果物への食害と被害を挙げれば切りがありません。

そこで、質問いたします。

1年間の被害額はどのくらいあるのか。また、町独自の対策は実施しているのか。そ

の効果についてはどうか。猟友会の猟銃所有者の増減についてはどうか。わな免許取得者についてはふえているのか。耕作放棄地及び富田川河川内の草竹木の繁茂する場所をすみかとするけもの対策についてはどうか。耕作放棄地等にけもの隠れる場所がなければすみかにはならないので、草刈り等の指導を所有者、管理者に働きかけているのか。

田辺市平瀬地区や白浜町日置、安居地区のようにまとまった地域を単位として、その地域全体に耕地と山林の境にネットフェンス等を設置し、山林側に緩衝帯としての空き地をつくることの検討はできないか。

猿の捕獲には地獄おりが有効な手段と聞いております。このオリは猿のグループごと捕獲するもので、ぜひ設置の検討をしてもらいたいと考えます。

以上で、この項について質問を終わります。

○議長（大石哲雄）

答弁願います。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

7番、田上議員のご質問にお答えいたします。

鳥獣被害及び対策についてのご質問ですが、このご質問は、全国的に市町村が抱えている問題となっております。農業、林業の高齢化や担い手不足の状態であり、またこれに伴い、耕作放棄地がふえる状況となっております。また、鳥獣対策の大きな柱であります猟友会の方々におきましても、同じく高齢化や会員の減少が大きな問題となっております。この鳥獣被害につきましては、被害地の鳥獣の捕獲を猟友会の方々をお願いしており、現状では一定の実績を上げております。

また、農地や農作物を守るために県単事業の防護柵の補助を利用させていただいたり、町の農業振興協議会でも防護柵の補助を実施しているところでございます。

今後も、農業者の意見を聞き、鳥獣被害の防止にできるだけ取り組んでいきたいと考えております。

この質問の詳細につきましては、担当より説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（大石哲雄）

産業建設課長、菅谷君。

○産業建設課長（菅谷雄二）

おはようございます。

7番、田上議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、1番目の1年間の被害はどのぐらいかのご質問ですが、まず届け出によりまず被害額につきましては128万2,000円となっております。町内全ての被害について報告を受けたものではないことから、今申し上げました被害額は限定的なものであることをご容赦いただきたいと思います。

また、参考にですけれども、JA紀南のほうによりまして、農業者に対しまして鳥獣害の調査を毎年実施しております。この調査によりまして、平成29年の暦年ベースで各種のデータがございますので、少し報告させていただきます。

まず、獣類につきましては、イノシシが約41%、シカにつきましては25%となっております。被害の作物別では、かんきつが40%、梅が32%、水稻が22%となっております。

続きまして、2番目の町独自の対策を実施しているのか。また、その効果についてご質問がございます。これにつきましては、町単独事業につきましては、農業振興協議会の事業としまして、鳥獣害の対策の補助を実施してございます。これにつきましては、1戸でも実施できるとしてございます。設置に係る資材費の費用、3分の1を町のほうで負担している状況です。

事業費の上限、全体で20万を上限としております。補助の上限を3分の1ですので6万6,000円としてございます。29年の実績で30件の50万7,000円となっております。主なものにつきましては、ネット、ワイヤーメッシュ、電柵の費用となっております。防護柵の設置をされた方につきましては、鳥獣害の被害が減少したと聞いておりますので、一定の効果が出ていると判断しております。

続きまして、3番ですけれども、猟友会の猟銃所有者の増減についてですが、29年度の猟友会の会員の方は57名、銃砲の所有者は36名となっております。銃砲の分につきましては、4年前と比較しまして7名の減となっております。

会員におかれましても、高齢のために銃砲を返却して——所持許可のほうですけれども、返却して、鉄砲からわなのほうに移行される会員の方もおられます。

続きまして、4番目の質問ですけれども、わな取得者について、ふえているのかという質問ですが、平成29年度37名となっております。4年前と比較して、増減につきましては2名の、微増ではございますけれども、農家さん独自で狩猟免許を取得されている方もございますので。

続きまして、5番目の耕作放棄地及び富田川河川内の草や竹、木の繁茂する場所をすみかとする獣対策についてどうかというご質問ですけれども、耕作放棄地につきましては、獣害のすみかの問題にかかわらず、その他の複合的な問題を抱えておりますので、農業委員会の所管する業務におきまして、毎年8月の農地パトロールを実施しまして、

確認された放棄地につきまして、農地の所有者に対して農地の利用意向調査というものを実施してございます。それと、雑草の除去をお願いしまして、また耕作の再開をお願いしております。促している状況です。

また、富田川の河川に繁茂する草や竹、灌木につきましては、富田川が県の管理する河川でありますことから、このことも含めて強く要望してまいりたいと考えてございます。

6番目の隠れ場所がなければすみかにならないので、草刈り等の指導を行政として所有者、管理者に働きかけているのかとのご質問ですけれども、先ほど1つ前のほうにもご回答申し上げましたように、放棄地につきましては所有者に対し、また富田川につきましては県のほうへ要望してまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

7番目の質問です。田辺市の平瀬地区や白浜の日置、安居地区のようにまとまった地域を単位として地域全体について耕地と山地の境にネットフェンスをしき、山林側に緩衝帯として空き地をつくることのできないかのご質問ですけれども、質問のこのような事業につきましては、国や県の実施している補助事業を活用した事業が近隣の市町村等にもございます。実施している市町村をいろいろ視察もさせていただいております。この事業について、実施したい部分があったら、ちょっとしたら実施する方向では進めていきたいと思っています。

ただし、その実施についての問題点があります。まず、実施事業については受益者の負担があります。また、広範囲に囲う部分がございますので、けもの、イノシシやとかシカをその中にもう入れた形で囲ってしまうよというような問題も出ているようです。また、出入り口の施錠とか、何年かたった後のこの柵の補修が必要になってきたりとか、自分とこの受け持ちの場所の修繕をしない人が出てきて、結局、周辺を囲んだけれどもその管理していないところから侵入されるよという問題が出ているようです。

このような問題も含めまして、先ほどもお話ししましたように、実施したい地区がございましたら、受益負担が大きな問題にはなりますけれども、ちょっとしたら県や国のほうへ働きかけていきたいと考えております。

続きまして、8番目としまして、猿の捕獲、有効な手段として地獄おりが有効と聞いております。このおりは猿のグループを丸ごと捕獲できると。ぜひ取り組んでいただけないかというご質問ですけれども、以前、私も田辺市の本宮町で実施された部分を見てきております。このときに生馬の下谷地区も大きな被害がございましたので、この地区で実施できないかということで検討したことがございます。ただ、大きなオリですので、オリを設置している間、えづけの期間があります。えさをおりの中において猿が来る状況を、ちょっとえさをつけてそこへ出入りさせるという期間がございます。ただ、この

期間において周辺の農地、隣接の農地等にその猿の被害がかなり及ぶようだと。それと、大きなおりでありますので、維持管理について猟友会のほうでしてくれんかなということをお願いさせてもらったんですけれども、ちょっと長期間でもあるし、猟友会としては難しいよという、そのときは回答をいただきました。

今後、猿の被害の状況にもありますけれども、もし大きな被害が出ているようであれば、設置に向けて、設置の場所とか維持管理に向けて検討していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

鳥獣被害対策、よろしいですか。

○7番（田上明人）

はい。

○議長（大石哲雄）

それでは、鳥獣被害及び対策についての質問を終了しまして、次に汗川地区の上水道についての質問を許可します。

○7番（田上明人）

ありがとうございます。汗川地区の上水道についてお伺いいたします。

水道事業は町全体では給水率99.7%であり、大変な完備率だと喜んでおります。しかしながら、私が住んでいます汗川地区には上水道が完備されていないところがあります。上大中クリーンセンターから1.2キロメートル上流に高齢のご夫婦と親子の2世帯が住んでおられます。飲料水については購入し、生活用水は谷川の水と聞いております。

そこで、質問いたします。

①の町内の上水道がない地区について、上富田町水道事業給水条例では給水区域は上富田町一円となっております。この地区は上富田町一円の範囲に入っていると思われるが、設置できない理由があるのか。

2番、配水計画について、上大中クリーンセンターから1.2キロメートル上流まで配管計画すれば上水道事業としてコスト面及び技術的に問題はあるのか。上水道を設置したとすれば飲料水としての塩素濃度とか衛生面は大丈夫なのか。

3番、住民生活における飲料水の確保はインフラ整備の中でも特に重要課題であり、その点についてほかの支援策はあるのか。

以上でございます。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大石哲雄）

答弁願います。

上下水道課長、川口君。

○上下水道課長（川口孝志）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

7番、田上議員さんのご質問にお答えいたします。

1番目につきましては、議員ご指摘のとおり、上富田町水道事業給水条例第2条において、水道事業の給水区域は上富田町一円となっております。また、汗川地区の上大中クリーンセンターより上流につきましても、上富田町内ということになりますので、給水区域となります。

水道事業としましては、町内の人口増加や水需要の増加に伴い、昭和55年に第1次拡張事業、また昭和62年に第2次拡張事業を行うため、水道事業の認可変更を行い、給水区域への水の安定供給を行えるよう事業を実施してございます。この拡張事業を実施した原因の中にも、町内における高地部の集落の一部や末端給水から距離が離れた宅地について、水質や水圧の関係から給水のできない地域があるのが現状です。

今回の汗川地区の水道管の埋設状況としましては、上大中クリーンセンター前の町道まで口径50ミリの水道管が設置されています。この上大中クリーンセンター前の水道本管から個人宅までの給水管は個人の給水装置となりますので、引き込みに係る費用につきましては個人負担により設置していただくこととなります。

以上、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、2番目のご質問にお答えいたします。

上大中クリーンセンターから1.2キロメートル上流までVP40ミリの配管で道路に埋設芯30センチで配管計画をした場合には、コスト面では約700万円の費用がかかります。この工事費につきましては個人負担となります。また、技術的には、配水池から高低差が19メートルございまして、管の損失水頭を計算しますと、水圧として0.14メガパスカルになります。この0.14メガパスカルでは、家庭の蛇口からは水は出ますが、水圧としてはかなり低いと考えます。

また、飲料水としての塩素濃度などの衛生面につきましても、計算上では末端部で水道法における残留塩素0.1ミリグラムパーリッターをクリアするものと考えます。ただし、2世帯のうち1世帯が水道を使用しない場合、例えば旅行等で留守にした場合には塩素濃度の低下が考えられます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

7番、田上議員さんのご質問にお答えします。

3の住民生活における飲料水の確保について、ほかの支援策がないかについてでございますが、高齢者の方で介護や健康面での状態により車などに乗れなくなり、またほか手段がなくて飲料水等を自分で買いに行くことができなくなったなどありましたら、要介護、要支援認定を受けていただき、訪問介護などの介護サービスを使っただくことが考えられます。これはホームヘルパーの家事援助により買い物をしてきてもらうということになります。それぞれの方の事情があるかと思しますので、高齢者の方で何かお困りのことがございましたら地域包括支援センターにご相談いただき、ご支援できることはご支援をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

よろしいですか。

○7番（田上明人）

はい、結構です。

○議長（大石哲雄）

これで、7番、田上明人君の質問を終わります。

これで、一般質問を終了いたします。

△日程第2 報告第12号～日程第10 議案第54号

○議長（大石哲雄）

次に、日程第2 報告第12号、平成30年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）についての件から日程第10 議案第54号、平成30年度上富田町一般会計補正予算（第1号）の件まで9件を一括議題といたします。

各議案の賛否の際、原則として起立であります。檜木議員より挙手の申し出がありますので、これを許可します。

10時まで休憩します。

休憩 午前 9時50分

再開 午前 9時58分

○議長（大石哲雄）

再開します。

日程第2 報告第12号、平成30年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

一括でお願いします。

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

7ページの歳入と歳出で質疑をします。

歳入のところの一般保有土地売却収入のところと、それから前年度繰上充用金の金額で2億1,396万円となっているのですが、前年度、一昨年との比較でどれだけ減額になったのか、よろしくをお願いします。

○議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、三浦君。

○産業建設課企画員（三浦 誠）

おはようございます。

10番、九鬼議員さんのご質問にお答えします。

7ページでございました一般土地売却収入の2億1,534万6,000円ですが、今現在、宅地造成事業のほうで所有しています保有土地の売却を予定としております。それに下段にあります繰上充用金、歳出のほうなんですけれども、これは2億1,309万6,000円なんですけれども、これは前年度からの繰り越しできている分でありまして、28年度でありますと3億7万5,000円ほどありまして、それが今年度は約8,700万ほどの減額という形になってきておる状況でございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

こをもって討論を終了します。

これより報告第12号、平成30年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第3 報告第13号

○議長（大石哲雄）

次に、日程第3 報告第13号、平成30年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第13号、平成30年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第4 報告第14号

○議長（大石哲雄）

次に、日程第4 報告第14号、平成30年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第14号、平成30年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第5 議案第49号

○議長（大石哲雄）

次に、日程第5 議案第49号、上富田町税条例等の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第49号、上富田町税条例等の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第50号

○議長(大石哲雄)

次に、日程第6 議案第50号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第50号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第51号

○議長（大石哲雄）

次に、日程第7 議案第51号、上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第51号、上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第52号

○議長（大石哲雄）

次に、日程第8 議案第52号、上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第52号、上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第53号

○議長（大石哲雄）

次に、日程第9 議案第53号、町長及び副町長の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、松井君。

○8番（松井孝恵）

ちょっとお尋ねします。

これ町長等の給与の減額支給に関する条例の、いわゆる継続というんか、ということだと思うんですけども、ずっと減額で続いているんですけども、どういう形になったときにもとに戻そうと。いわゆる法令上はこの金額は決まっているわけで、財政のとかいろいろあろうかと思うんですけども、もとどおりに、どんな形になったら。住民がいろいろあるかもしれませんが、本来的にはもとに戻すべきだと思っているんですが、どうお考えですか。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

まずは、松井議員さんのご質問にお答えいたします。

私自身、今すぐこのもとどおりの、10%減額をしている中なんですけれども、今の

厳しい財政状況を鑑みたときには、まだまださまざまな事業もありますし、私たち管理職としましては、今のところ増額する予定もありませんし、また実際、今言われております地方議会議員さんの給与を本当に、町議会議員さんの給料も少ないというところもありますし、そういうことも鑑みまして、私は引き続き減額でやっていく予定でありますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

○議長（大石哲雄）

よろしいですか。

○8番（松井孝恵）

はい。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第53号、町長及び副町長の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第10 議案第54号

○議長（大石哲雄）

次に、日程第10 議案第54号、平成30年度上富田町一般会計補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

歳入歳出一括でお願いします。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

住民から、スポーツサロンのことで、あんなものにお金かけてなどという声が私のところに寄せられています。今回の食育交流センターについては、広報や町政報告会、またパブリックコメント等、いろんな機会に住民に説明したのかお聞かせください。

○議長（大石哲雄）

吉本君、それは一般質問でございまして、この質疑のこの予算書の中のことについて質疑をしていただきたい。

○6番（吉本和広）

そういう機会を持ったのかというのは。

○議長（大石哲雄）

いやいや、食育……

暫時休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○議長（大石哲雄）

再開します。

ただいまの吉本君の質問は議長の権限によって打ち消すことにいたしました。

ほかに質疑ございませんか。

12番、木本君。

○12番（木本眞次）

13ページですけれども、農林水産業費の中で、節で13なんですけれども、下側、13の農業用ポンプ改修設計委託料、これ、どこのどこ委託、委託で、委託先はかまんねけれども、ポンプを据えようと考えていますか。場所。もしわかっていたら。

○議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、三浦君。

○産業建設課企画員（三浦 誠）

12番、木本議員さんのご質問にお答えします。

この農業用水のポンプにつきましては、三宝寺の揚水機になります。今現在、岩田川

の岩田橋の下川の下流約300メートルぐらいに、右側のところにあるポンプの施設に、そのポンプをやりかえる関係の予算を上げてございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

岩田公園の中やな。

○産業建設課企画員（三浦 誠）

そうです。

○議長（大石哲雄）

岩田公園の中に。

よろしいですか。

○12番（木本眞次）

はい。

○議長（大石哲雄）

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

15ページの保健体育費の委託料、節13のところの委託料、体育施設指定管理委託料はどこの施設の管理料になりますか。

○議長（大石哲雄）

教育委員会生涯学習課長、上堀君。

○教育委員会生涯学習課長（上堀公嗣）

10番、九鬼議員のご質問にお答えします。

体育施設指定管理委託料、こちらは上富田スポーツセンターの分になります。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

九鬼君、いいですか。

○10番（九鬼裕見子）

もういいわ。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

食育交流センターについて、広報やパブリックコメントで町民に説明して意見を十分聞いていない状況です……

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

○議長（大石哲雄）

再開します。

○6番（吉本和広）

議案第54号、平成30年度上富田町一般会計補正予算に反対します。反対する立場で発言します。

食育センターについて、広報やパブリックコメントで町民に説明して意見を聞いていない状況です。住民から不満が出ることが予想されます。この事業を成功する立場で、この計画は一度立ちどまって住民に意見を聞いて、住民の立場で住民合意を得るべきです。そうならないため、反対せざるを得ません。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第54号、平成30年度上富田町一般会計補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第11 議案第55号

○議長（大石哲雄）

次に、日程第11 議案第55号、上富田町教育委員会教育長の任命についての件を議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

本件については、地方自治法第117条の規定により、教育長梅本君の退席を求めます。

（教育長梅本昭二三君 退席）

○議長（大石哲雄）

提案理由の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

議案第55号、上富田町教育委員会教育長の任命について。

下記の者を、上富田町教育委員会教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。

住所、田辺市南新万24番29号。

氏名、梅本昭二三。

生年月日、昭和23年8月13日。

平成30年6月15日提出、上富田町長奥田誠。

任命の理由を説明させていただきます。

梅本昭二三氏につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う新教育長として2期目を務められていますが、本年8月31日をもって任期満了とな

ります。

梅本昭二三氏は、教育行政に精通していることから、引き続き、教育委員会教育長として上富田町の教育行政を担っていただきたいと思います。任期は平成30年9月1日から平成33年8月31日までとなりますので、議会の皆様の同意をよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

本件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第55号、上富田町教育委員会教育長の任命について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、教育長の任命について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

暫時休憩をします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

○議長（大石哲雄）

再開します。

梅本教育長さんに申し上げます。

ただいま教育長の任命についての同意を求める件は同意されましたので、告知をいたします。今後も、引き続き、町政並びに教育行政発展のためにご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

梅本教育長より発言を求められておりますので、これを許可します。

教育長、梅本君。

○教育長（梅本昭二三）

おはようございます。

貴重なお時間をいただきまして、お礼申し上げます。

私は教育長を7年間務めさせていただき、8月31日に任期を満了となります。2期7年間では、議員皆様方のご支援、ご鞭撻のもと、紆余曲折ながら教育行政を預かり、遂行することができましたこととお礼申し上げます。ありがとうございました。

本日、第2回町議会定例会におきまして、奥田町長より教育長として推挙され、町議会の皆様にご同意いただき、教育長として任命されることになり、その重責を拝命することになりました。平成27年4月より新教育長としての職責の重大さを受けとめ、務めさせていただきました。この間、町長初め、議員皆様方のご支援、ご鞭撻をいただき、また役場職員、教育委員会職員の支えをいただき、今日があることに感謝とお礼を申し上げます。

本年4月より学校給食を実施していただき、児童・生徒はおいしいと言ってほおばり、友達と楽しく食べています。また、当番で給食準備を共同で行う楽しさも味わっているように感じています。

本年度設置しましたコミュニティスクール、学校運営協議会がより地域に根差した地域の学校として、学校、家庭、地域それぞれが役割を担い、機能できるよう期待しております。そして、子供たちの健全育成が図られるよう取り組みたいと考えています。

また、国、県の教育方針等を参酌しながら、次期学習指導要領の条件整備や生涯学習に基づく上富田町の教育目標、学校教育の指導方針から児童・生徒に豊かな人格形成ができる育ちを、また町民皆様の生涯学習へのニーズに対応できる学習機会、公民館活動、各種事業への取り組み等、教育委員会職員とともに教育活動の充実を目指したいと思っております。

今後とも、本町の教育が充実、発展できるよう微力を積み上げる所存ではありますが、議員皆様方のご指導、ご鞭撻をいただきながら、また奥田町長を初め、町職員皆様方の支えをいただきながら職務遂行に邁進したいと考えております。

浅学非才ではございますが、今までの教育活動を継承し、発展させながら教育委員会

職員とともに地道に努めてまいりたいと考えています。

今後とも、皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、簡単粗辞ではございますが挨拶といたします。よろしくお願いたします。ありがとうございました。

△日程第 1 2 議案第 5 6 号～日程第 1 4 議案第 5 8 号

○議長（大石哲雄）

次に、日程第 1 2 議案第 5 6 号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任についての件から日程第 1 4 議案第 5 8 号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任についての 3 件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

議案第 5 6 号から議案第 5 8 号までを説明させていただきます。

議案第 5 6 号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について。

下記の者を、上富田町朝来財産区管理会委員に選任したいから上富田町朝来財産区管理会条例第 3 条の規定により議会の同意を求める。

記。

氏名、栗田芳也。

住所、上富田町朝来 3 8 5 2 番地の 1 2。

生年月日、昭和 3 3 年 1 0 月 8 日。

平成 3 0 年 6 月 1 5 日提出、上富田町長奥田誠。

議案第 5 6 号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任につきましては、岩本正氏より一身上の都合により辞任の申し出があり、栗田芳也氏を上富田町朝来財産区管理会委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

栗田芳也氏は、地域での信望が厚く、最適の人材を認めているところであります。つきましては、選任同意をいただけるようお願い申し上げます。

議案第 5 7 号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について。

下記の者を、上富田町朝来財産区管理会委員に選任したいから上富田町朝来財産区管理会条例第 3 条の規定により議会の同意を求める。

記。

氏名、脇田英男。

住所、上富田町朝来 3 2 6 番地の 3 7 7。

生年月日、昭和 2 9 年 1 2 月 1 1 日。

平成30年6月15日提出、上富田町長奥田誠。

議案第57号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任につきましては、古家優司氏より一身上の都合により辞任の申し出があり、脇田英男氏を上富田町朝来財産区管理会委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

脇田英男氏は、地域での信望が厚く、最適の人材と認めているところであります。つきましては、選任同意をいただけるようお願い申し上げます。

議案第58号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について。

下記の者を、上富田町朝来財産区管理会委員に選任したいから上富田町朝来財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求める。

記。

氏名、菅根伸吾。

住所、上富田町朝来503番地の内1号。

生年月日、昭和32年12月12日。

平成30年6月15日提出、上富田町長奥田誠。

議案第58号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任につきましては、柏山文人氏より一身上の都合により辞任の申し出があり、菅根伸吾氏を上富田町朝来財産区管理会委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

菅根伸吾氏は、地域での信望が厚く、最適の人材と認めているところであります。上富田町朝来財産区管理会委員の任期につきましては4年間となります。

以上、選任同意をいただけるようお願いを申し上げます。

○議長（大石哲雄）

説明が終わりました。

3件に対する質疑を一括して行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第56号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について同意を求める件は、これを同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

お諮りします。

次に、議案第57号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

お諮りします。

次に、議案第58号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について同意を求める件は、これを同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

△日程第15 決議第1号

○議長（大石哲雄）

日程第15、決議第1号、2025年国際博覧会の誘致に関する決議の件を議題といたします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

朗読します。

決議第1号

平成30年6月15日

上富田町議会議長 大石哲雄殿

提出者 総務教育常任委員会委員長、木本眞次

2025年国際博覧会の誘致に関する決議

上記の決議を別紙のとおり、地方自治法第109条の2及び上富田町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

提案理由の説明を求めます。

12番、木本君。

○12番（木本眞次）

2025年国際博覧会の誘致に関する決議案を朗読をもちまして説明にかえさせていただきます。

2025年国際博覧会の誘致に関する決議案

2025年に「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする国際博覧会を大阪・関西が一体となって開催することは、新たな産業のイノベーションや観光振興が期待されるなど、大きな経済効果をもたらすとともに、全世界に向けて圏域の存在感を示す絶好の機会となり、極めて大きな意義がある。

また、このような国際博覧会の開催は、圏域全体のみならず、和歌山県における産業振興や観光文化交流等を促進するとともに、県内各地域の振興にも寄与することが期待できる。

本町においても一昨年、世界遺産に登録された「八上王子跡」「稲葉根王子跡」を、国内外の多くの皆さんに訪れていただけるまたとない機会である。

よって、上富田町議会は、大阪・関西における国際博覧会の開催を支持するとともに、誘致実現に向けた国内機運の醸成など、2025日本万国博覧会誘致委員会の招致活動を支援し協力する。

以上、決議する。

平成30年6月15日

上富田町議会

どうかよろしく申し上げます。

これも委員会の中でいろいろと議論をしました。そういう議論の中で多数決をした結果、委員会として出してはどうかということで結論に達しましたので、委員会として出させていただきました。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

本案について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論を許します。

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

2025年国際博覧会の誘致に関する決議案に対する反対討論をします。

大阪、関西における国際博覧会の開催を支持、誘致活動を支援、協力する決議案です。2025年に大阪誘致を目指す国際博覧会万博は、万博を隠れみのにしたカジノ誘致でもあり、カジノを中心としたIR総合型リゾートと一体の計画になっています。

カジノは、刑法が禁じる賭博で、他人の不幸の上に成り立つビジネスです。また、何より、会場予定地である人工島の夢洲は地盤が脆弱で、巨大地震が起きれば液状化や津波に飲み込まれるおそれがあります。そして、会場建設費や運営費、鉄道整備費、その他の関連事業費などに巨額の財政負担を費やすことになります。

上富田町からの決議は、多くの皆さんに訪れていただく、またとない機会であるとしていますが、さきに述べた問題点から、万博の大阪、関西誘致を支持、支援、協力する決議案に反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより決議第1号、2025年国際博覧会の誘致に関する決議の件を採決します。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第16 議員派遣の件について

○議長（大石哲雄）

日程第16、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第121条の規定により、別紙配付のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案については派遣することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時42分

○議長（大石哲雄）

再開します。

△日程第17 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長（大石哲雄）

次に、日程第17 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についての件を議題といたします。

申し出書を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査を要する調査事項についての申し出があります。

内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務教育常任委員会木本眞次委員長より28項目、産業民生常任委員会山本明生委員長より25項目、議会広報特別委員会檜木正行委員長より1項目、議会運営委員会木本眞次委員長より3項目、以上となっております。

また、2としまして、目的については、所管事務調査。

3. 方法及び期間は、委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣承認要求書は、後日提出いたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ただいま朗読いたしましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって本定例会の会議に付議された事件の議事は全て終了いたしました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

平成30年第2回上富田町議会定例会を閉会するに当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に上程しました報告議案につきまして、慎重審議をしていただき、全てを承認していただきまして、まことにありがとうございます。

次に、教育長の任命同意をいただき、ありがとうございました。引き続き、教育長として、梅本昭二三氏が平成30年9月1日から平成33年8月31日まで3年間就任し

ていただきます。先ほど、本人からも挨拶がありましたように、今後も教育行政発展のために最大の努力をしていただけると理解をしていますので、今後とも皆様方のご指導、ご鞭撻をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、本定例会で平成30年度一般会計補正予算（第1号）を可決いただきましたので、岩田公民館建設工事に伴う工事請負契約等の関係で議長さんに相談をさせていただいて、後日日程調整をさせていただきますので、臨時会の開会をお願いいたします。

次に、産業民生常任委員会では説明をしていますが、株式会社NTN紀南製作所より町制施行60周年記念事業の関係で独立電源型ハイブリッド街路灯を寄附したいと申し出があり、受け入れることとしました。設置場所は彦五郎公園の歌碑の近くを予定しており、昼間は太陽光と風力で発電、夜は風力で発電してLED照明の街路灯であります。また、蓄電式のため、100ボルトの電源やUSBアダプター電源を配給することも可能であり、防災防犯に役立つと考えております。

次に、紀陽銀行さんでは、企業CSR私募債を活用して地域に貢献する企業さんと地域貢献に取り組んでくれています。このたび、田辺米穀株式会社さんより紀陽銀行のCSR私募債発行手数料の一部を拠出し、町内小・中学校に20万円分の図書カードの寄贈をいただきましたことを報告いたします。

次に、朝日放送テレビが主催になりますが、当町の山桃会のメンバーが手を挙げ、番組の「おはよう朝日です」で39周年企画「あなたの町を盛り上げ隊上富田編」が開催されます。6月20日水曜日と27日水曜日の2日、おはよう朝日での番組の午前7時30分ごろから50分ごろの間で9分間山桃会やここ上富田町の紹介が放送されます。

山桃シロップをさまざまな方々に振る舞おうという企画で、日には7月1日と決まっておりますが、日時や場所などは、先ほどの2日間のテレビ放送の中で放映されると聞いておりますので、また議員の皆さんも7月1日にご参加をいただければ幸いです。

次に、3月定例会までには、7月1日付で平成30年度の第2次人事異動を行います。また、さまざまな行事が予定されておまして、6月25日から6月30日まで上富田町スポーツセンターでサッカーJ1のヴィッセル神戸が和歌山トレーニングキャンプを行います。6月30日には、このヴィッセル神戸と和歌山県のチームであるアルテリーボオ和歌山、関西リーグ1部との練習試合があります。

また、同じ30日には、野球場におきまして和歌山県のチームである和歌山ファイティングバーズと読売ジャイアンツの3軍との交流戦もごございますので、当日は観客でいっぱいになると思いますが、議員の皆さんも観戦をしていただければ幸いです。

それから、7月10日から20日までは大賀ハスマつり、7月21日には町内会長会議と第9回かみとん市が行われます。7月27日から8月4日までは福島県の子供たちとの交流事業である第8回目の出会いふれあい体験教室、7月29日は県消防学校で和歌山県消防ポンプ操法大会があり、上富田町の消防団が出場をします。

8月16日から25日までは中学生のタミンミンカレッジへの派遣であります。これにつきましては、私が団長として同行しますので、10日間は不在となりますのでよろしくお願いを申し上げます。

8月25日には第26回富田川友遊フェスティバルなどの行事が多々あります。このような事業におきましても、ご参加、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます、平成30年第2回上富田町議会定例会を閉会するに当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。

どうも本当にありがとうございました。

△閉 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本定例会は、会議規則第7条の規定により、本日をもちまして閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて平成30年第2回上富田町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前10時51分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 大石 哲雄

議事録署名議員 家根谷美智子

議事録署名議員 中井 照恵